



熊野筆を天皇陛下へ

熊野筆を

聖上陛下の江田島行幸に

筆製作の筆司

「中国新聞」(昭和十一年十月二十七日)

齋戒沐浴して熊野筆を謹製

安芸郡教育会で丹精こめた光栄の筆司三名、江田島に迎へ奉るにあたり、安芸郡教育会ではかねて国産総額の八割を占める郡内の特産品熊野筆を、すべく計画し、その筋よりこれが銚衡の内命に接したので、このほど同会佐々木主事は、県衛生課菅、水野両技師とともに、熊野に出張、熊毛筆商業組合長立道久太郎氏と打合せの上、同町二千数百名の筆司の中より、人格技術ともに優秀な中原甚五郎・佐々木忠奏・実森四郎の三氏を、謹製候補者に選定本人はもとより家族全員に対し、厳密なる身体検査を施行の結果、異常なきを認め、たので、立道会長が目下建築中なる新別荘の一室を謹製場に定め、右三氏をして齋戒沐浴、謹製に精進せしめてゐるたがいよいよ数日前軸径五分紫檀軸中筆二本、軸径二分五厘角軸水筆四本、軸径二分支那竹軸水筆十本の製品を、美事完了したので、天野教育会長は謹んできのふこれが手続を完了した。

毛筆品評会

町議會議案

熊野町役場文書（大正十二年二月）

熊野町毛筆品評会規則設定ノ件

熊野町毛筆品評会規則

第一条 本会ハ熊野町主催第一回広島県毛筆品評会ト称ス

第二条 本会ハ大正十二年度ニ於テ之ヲ行フ但 開期及会場ハ別ニ之ヲ定ム

第三条 出品物ハ本県内毛筆製造者ノ自製作シタルモノニ限ル但 参考品ハ此限りニアラス

第四条 出品物ノ種類及數量左ノ如シ

一大筆一本 一中筆一種三対

一小筆一種三対 一直書一種三対

前項ノ種類及數量ハ之ヲ変更スル事ヲ得

(中略)

第十条 出品物ハ参考品ヲ除ク外之ヲ審査シ優等ノモノニハ左ノ區別ニ依リ褒賞ヲ授与ス但本規則ニ違背シ其他不正所為アリト認ムル者ハ之ヲ審査セズ

一等賞

二等賞

三等賞

褒状

(中略)

第十五条 本会事務整理ノ為メ左ノ職員ヲ置ク

総裁

会長

審査長一名

審査員若干名

事務員若干名

第十六条 総裁ニ本県知事又ハ内務部長ヲ推戴ス

第十七条 本会長ハ熊野町長審査長ハ県庁又ハ郡役所ヨリ派遣ヲ請ヒ審査員及事務員ハ会長之ヲ囑託又ハ任命ス

(以下略)

注 この議案は大正十二年二月決議され同十五年

五月廃止

通知狀

一毛筆製造作業

右大正十五年五月

皇太子殿下 本縣ニ行啓

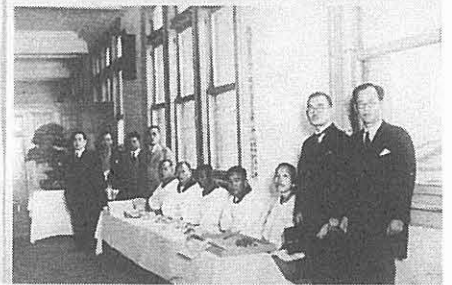
被爲在候際御前作業ニ供ニ

候條此段及通知候也

大正十五年六月一日

廣島縣

佐々木忠奏殿



往來

一 薩州安藝郡延野村

中津屋吉屋

五五五

右ノ者為_レ天保六年商賣九利表

取_レ下_レ了_レ以_レ東京門前古代_レ海士宗

給_レ出_レ所_レ在_レ海陸沖國所_レ正_レ是_レ條_レ通

了_レ了_レ以_レ依_レ与_レ往來一札_レ也

天保六年

年二月

依_レ本_レ子_レ信



國
新

寫復禁

惟東之秋也

蘇州府志

卷之四

七

古之志也後為志事所記

正統中版之圖

沙雲所記之遠沙通之

表行各公首一富亦作

一書以為之一札也

弘化二年

日吉郡

己亥月

日村

經年

新

沙雲所

沙雲所

寫復禁

村町漫人

柳野九夏

矢野町

我屋

幸藏宿

墨筆筆之為南賣運之銀拾文

免許

蘇州廣鴻

中本屋

豊之市

安政三日庚子月限

教書之御禮川邊又東上正紙以前
付免許札之者之要之願也廣鴻事
此乃遠程有之在也 子也

宇和鴻

庚子月七日 町奉行 改新

